

所得税等の確定申告・市県民税に関するお知らせ

■平成 25 年分所得税および復興特別所得税の確定申告・平成 26 年度市県民税申告の相談日程等

区分	期間	時間	場所・問合先	備考
市の職員による 申告相談	2月17日(月)～ 3月17日(月)の 平日	9:00～16:00 ※3月5日と12 日の水曜日は受付 時間を午後7時ま で延長します。	市民会館コミュニティ センター3階小ホール ☎④2322	対象者 ／①給与所得者と公的年金等 受給者 ②上記①以外の所得が300 万円未満の白色申告者(事業所得等 の収入が約1,000万円未満の方) ※2月17日(月)～3月6日(木)は、 税務署職員が相談に加わります(9:30 ～16:00)。
税理士による 無料申告相談	2月24日(月)、 25日(火)、 26日(水)	9:30～12:00 13:00～16:00	市民会館コミュニティ センター3階談話室 ☎0795-42-0223	所得税等(譲渡所得を除く)と消費 税の申告相談です。贈与税と相続税 の相談はしていません。
社税務署による 申告相談	2月17日(月)～ 3月17日(月)の 平日	9:00～17:00	社税務署(加東市社51-3) 個人課税部門 ☎0795-42-0223	土曜日・日曜日の申告相談は実施し ていません。

【申告に持っていくもの】

- 所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方) ○源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
 - 配当所得の支払通知書等(上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する方) ○所得の計算に必要な帳簿書類
 - 生命保険料、地震保険料等の支払証明書やその他領収書(医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要)
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収書 ○所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方) ○印鑑
- ※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印を準備してください。

■所得税の申告について

次のような所得がある方は、確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの事業からの収入(営業所得、農業所得)
- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- ・土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- ・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)



【サラリーマンの確定申告】

- ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合。ただし、20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です。
- ・平成25年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合。※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると還付される場合があります。

【農業所得の申告】

農業所得の収入と支出の内訳については、出荷伝票、振込通知、領収書や購入証明書など収入金額や支出金額の分かるもの、帳簿を基に、事前に項目ごとに分類・集計し、収支内訳書を作成のうえご来場ください。市の申告会場では、例年大変混雑し長時間に及ぶ待ち時間が生じております。

【土地や建物の譲渡、青色申告者などの申告】

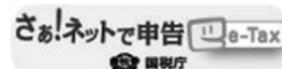
土地や建物、株式等を譲渡した所得のある方、青色申告の方、繰越損失のある方、雑損控除のある方は、**社税務署での申告をお願いします。**

【e-Tax で確定申告ができます】

所得税の申告は、自宅のパソコンからインターネットを利用して電子申告(e-Tax)をすることができます。その場合は、次のようなメリットがあります。

- ・申告期間中は土・日曜日も含め24時間提出(送信)が可能です。
- ・医療費の領収書や源泉徴収票などの提出等を省略することができます。

※詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



■市県民税の申告について

平成26年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方(確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く)は市県民税の申告が必要です。特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、申告をしてください。

なお、公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税等の確定申告書の提出は不要ですが、市県民税の申告は必要です。また、医療費控除や生命保険料控除などがある場合は、市県民税の申告をしないと、それらの控除が計算されずに平成26年度の市県民税が計算されることとなりますので注意してください。

■改正事項

【市県民税均等割額の改正と復興特別所得税の創設】

平成26年度から35年度までの市県民税の均等割額は、市民税、県民税それぞれ500円を加算した額になります。また、平成25年から49年分まで復興特別所得税(各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することになりました。

■市県民税均等割額(年額)

区分	平成25年度まで	平成26年度～ 35年度まで
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,800円	2,300円
計	4,800円	5,800円

【給与所得控除の見直し】

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額は、245万円の定額になります(所得税は平成25年分から、市県民税は平成26年度から)。

【ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し】

所得税で寄附金控除の適用を受けた場合、復興特別所得税も軽減されることから、平成26年度から50年度までのふるさと寄附金に係る市県民税の特別控除額は、復興特別所得税(2.1%)分に対応する率を減額します。ふるさと寄附金とは、都道府県・市区長村に対する寄附金や東日本大震災の被災地への寄附金、義援金のことです。

【公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の手続きの簡素化】

公的年金等に係る所得以外の所得の無い方が、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の市県民税申告書の提出が不要になりました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦(寡夫)」の記載を忘れていたり、扶養控除申告書を提出しなかった方は、「寡婦(寡夫)」の控除が適用されません。控除の適用には、確定申告または市県民税申告が必要となります。



【問合先】 税務課(税制係) ☎④8712 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

国は4月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者の負担を軽減するため、臨時的に「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。支給時期は未定です(あらためて広報かさいでお知らせします)。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■臨時福祉給付金

対象／平成26年度市民税(均等割)が課税されていない方(収入の無い方でも申告が必要。市民税の課税・非課税は6月中旬に決定) ※市町村民税が課税されている者の扶養親族等および生活保護制度の被保護者は除く
給付額／10,000円 ※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者は5,000円加算

■子育て世帯臨時特例給付金

対象／臨時福祉給付金の支給対象外の方のうち1月分の児童手当の受給者
給付額／児童1人につき10,000円

問合先／福祉企画課 ☎④8724

